

新型コロナウイルス感染症対策の推進について

《提案・要望の内容》

- 次なる感染の波に備え、今後新たに追加する帰国者・接触者外来設置医療機関等の設備整備等も対象とすることができるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額を含め十分な財源措置を講じるとともに、地域の実情に応じて弾力的に活用できるようにすること。
- 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていない医療機関においても、外来の受診控えなどにより経営が厳しくなっていることから、地域医療提供体制を守るため、国の責任において、診療報酬の引上げや緊急包括支援交付金等による財政措置など、医療機関の経営に支障を来たすことがないよう特段の支援を行うこと。
- 次の感染の波に対処するため、ガウン等の医療資機材の安定供給、特効薬・ワクチンの実用化、必要な医療体制の構築、抗原検査も含めた検査体制の確立を図ること。
- 国公立及び私立大学等医療機関に「感染症（内科）学講座」を設置し、国として感染症診療及び研究を担う医師を養成する体制を構築すること。また、寄附講座の設置など地方が行う感染症診療を担う医療人材の養成支援に対して、財政支援を行うこと。

【本県の状況】

1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付事業の活用に関する課題

- ・現在、交付金申請スケジュール（7/17申請締切、7月下旬交付決定）に合わせ、現時点での医療機関等の整備計画をとりまとめ中。
- ・抗原検査の対象拡大（唾液が追加）や抗原検査用キットの活用に関するガイドライン改定を受け、医療機関に改めて協力を促し、さらなる検査体制強化を図っていく方針だが、今後新たに設置する帰国者・接触者外来等で設備整備が必要となっても、申請締切後は活用できない。

2 医療機関の声

- ・外来の患者数が減っており、病院経営が悪化しているため、補助金等があればありがたい。（県中部の病院）
- ・新型コロナウイルス感染症の流行地域からの外来患者を制限していることもあり、外来患者数は減っている。また、患者の発熱確認やパーティションの設置など、新型コロナウイルスに対応するために手間や経費がかかっていることから、収支が悪化してきている（県西部の病院）。

3 個人防護具の確保・供給状況

- ・国のWEB調査結果により状況把握するほか、医療機関等からの要請に応じて必要量を供給中。
- ・特にガウン、フェイルシールドは、国からの供給により必要量を確保できている状況。次なる感染の波が発生しても安定供給できるよう、十分な数量の確保をお願いしたい。

(R2.6.30現在)

| 品名 | 確保量 | | | 計 ①+② | 使用量 |
|----------|-----------|---------|---------|-----------|--------------------|
| | 県備蓄 ① | 追加確保 ② | | | 病院、診療所、 消防署等へ供給 |
| | | | うち国供給 | | |
| N95マスク | 27,210 | 97,168 | 21,000 | 124,378 | 59,496 |
| ガウン | 26,975 | 265,535 | 227,400 | 292,510 | 171,705 |
| タイベックスーツ | 1,807 | 7,348 | 0 | 9,155 | 2,718 |
| キャップ | 15,500 | 2,000 | 0 | 17,500 | 12,200 |
| フェイスシールド | 17,486 | 109,788 | 54,300 | 127,274 | 44,874 |
| グローブ | 1,276,400 | 46,000 | 46,000 | 1,322,400 | 1,015,000 |

4 感染症専門医の配置状況

- ・県内の感染症専門医の登録医師数は、現在5名。
- ・県内の感染症指定医療機関4機関のうち、感染症専門医が配置されているのは、鳥取大学医学部附属病院1機関（3名）のみ。

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を受けた 雇用対策の強化について

《提案・要望の内容》

○雇用調整助成金の制度の周知や執行状況の情報公開を図り、併せて更なる申請手続の簡素化などにより迅速に給付すること。

○さらに、リーマンショック時の緊急雇用創出事業のように雇用の受け皿を確保するための制度を創設すること。

<参考>

1 県内雇用関係の動向

(1) 雇用調整助成金の支給申請・決定件数

| | 支給申請件数 | 支給決定件数 |
|-----------|-----------|-----------|
| 鳥取県 (7/3) | 1,417 件 | 972 件 |
| 全国 (7/3) | 361,185 件 | 232,531 件 |

※支給申請に対し支給決定の進捗が十分とは言い難い。
※窓口混雑による「3密」回避及び速やかな支給手続の観点から導入されたオンライン申請についても、度重なる不具合により停止中であり、速やかな原因究明と復旧を強く希望する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響 (R2.7.3時点)

| | 雇用調整の可能性がある事業所数 | 解雇等見込み労働者数 |
|-----|-----------------|------------|
| 鳥取県 | 1,224 事業所 | 158 人 |
| 全国 | 57,336 事業所 | 32,348 人 |

(3) 有効求人倍率

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の本年5月の有効求人倍率は **1.23 倍** で前月比 0.19 ポイント低下し、3か月連続で減少。記録が残る1963年1月以来最大の下げ幅となった。

2 リーマンショック時の鳥取県の雇用対策（緊急雇用）の概要

- ・地域の雇用情勢が厳しい中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、国交付金により造成した「鳥取県ふるさと雇用再生特別基金」「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」等により、臨時的な雇用機会の創出事業（県・市町村（直接）や民間（委託））を実施し、県内で約8千人の新たな雇用創出につながった。

| 実施期間 | 事業名称 | 事業内容 | 基金規模 | 雇用創出実績 |
|---------|-----------------|--|---------|---------|
| H20～H23 | ふるさと雇用再生特別交付金事業 | 県及び市町村が、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施する（民間（委託））※1年以上の雇用 | 53.9 億円 | 1,613 人 |
| H20～H23 | 緊急雇用創出事業 | 地域の雇用情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出する（県・市町村（直接）、民間（委託））※原則6か月以内の雇用 | 36.2 億円 | 6,382 人 |

3 本県における独自の雇用対策

(1) 鳥取県「コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口」開設 <R2.5.28～>

県内事業者への国・県経済対策予算の周知・早期給付に向け、県社会保険労務士会、県行政書士会との連携により、完全予約制、個別相談ブース付きのワンストップ相談窓口を県内3箇所（本庁、中・西部総合事務所）に設置。<社会保険労務士の相談対応件数：19件（R2.7.9時点）>

(2) 緊急雇用対策ささえあいマッチング促進事業<6月補正>

県内事業者が新型コロナウイルス感染の防止対策や「新しい生活様式」の定着等に向けた取組に伴う雇用について、県立ハローワーク（県内4箇所）にR2.5.21に設置した特別相談窓口「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」（※）を通じて行った新規雇用を支援。（補助率1/2、上限額3,600円/日、最長6月） ※特別相談窓口での求人件数：53件、求人数：250名（R2.7.3時点）

(3) 新型コロナウイルスに伴う雇用安定支援事業<6月補正>

大量離職（30人以上）を想定した現行制度（鳥取県労働移動受入奨励金）の対象とならない1事業所当たり5人以上29人以下の離職者が発生した場合に、離職者を正規雇用した企業に対し雇用安定支援金を支給。（30万円/人）

地域の実情に応じた地域医療構想の推進について

《提案・要望の内容》

地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組を推進するに当たっては、新型コロナウイルス感染症により公立・公的病院の果たす役割の重要性が再確認されたことを踏まえ、拙速な議論を求めることなく、地方とも丁寧に協議しながら、地域の実情に立脚した議論を行うこと。

<参考>

○新型コロナウイルス感染症における公立・公的病院の役割

本県における感染症指定医療機関は全て公立・公的病院であり、新型コロナウイルス感染症対策において、感染患者を受け入れるとともに、感染拡大に備えた病床確保に協力するなど、公立・公的病院が地域における中核的な役割を果たしている。

また、新型コロナウイルス感染症において、特別な配慮が必要な医療提供体制（透析患者への医療、周産期医療など）の確保やECMO（エクモ）が必要な重症患者への対応及び医療人材の育成などの役割も公立・公的病院が担っている。

【県内の感染症患者受入体制】

| 圏域 | 入院協力医療機関数及び病床数 (うち公立・公的病院) | うち感染症指定医療機関 (全て公立・公的病院) |
|----|-------------------------------|---|
| 東部 | 7病院108床 (6病院108床) | 県立中央病院 |
| 中部 | 1病院 50床 (1病院 50床) | 県立厚生病院 |
| 西部 | 8病院164床 (7病院144床) | 鳥取大学医学部附属病院 済生会境港総合病院 ^(※) |
| 計 | 16病院322床 (14病院302床) | |

※済生会境港総合病院は、公立・公的病院の再検証の対象医療機関となっている。

医師確保対策の推進について

《提案・要望の内容》

- 新型コロナウイルス感染症が感染拡大している現状においては、将来的な医師数や病床数等の医療提供体制に関する一連の議論をいったん凍結し、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた上で、感染収束後に仕切り直しすること。

- 感染収束後においては、地方での深刻な医師不足が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い地域医療へ大きな影響が想定されることを踏まえ、医師不足・医師偏在の解消については、これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく、国が主体的に地域の実態を十分に踏まえた対策を実施するとともに、以下の内容を確実に反映すること。
 - ・ 医学部臨時定員による地域枠の措置を継続すること。
 - ・ 地方での専門研修プログラムの募集定員に対するシーリングは撤廃すること。
 - ・ 単純に医師の需給推計などで、医師確保の取組への制限を行わないこと。また、仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、地域の理解を十分に得るようにすること。
 - ・ 医師の働き方改革については、地域医療に支障が生じないよう関係者と十分に調整したうえで制度を構築すること。また、育児休業・介護休業中の医師免許保有者が休業給付を支給されつつ部分的に働くことが可能となるようにすること。

<参考>

1 地域枠の設置を要件としている臨時定員

鳥取県の地域枠の設置を要件としている臨時定員は、鳥取大学等に設定。

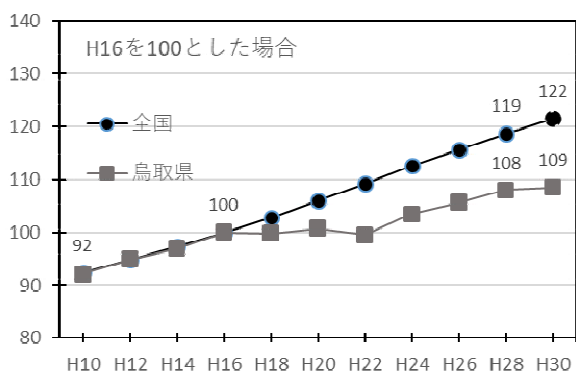
| 大学名 | 臨時定員数 | 医師確保奨学金（地域枠の種類） | 開始年度 | 備考 |
|------|-------|----------------------|------|--|
| 鳥取大学 | 5人 | 緊急医師確保対策奨学金（特別養成枠） | H21～ | |
| 鳥取大学 | 12人 | 臨時特例医師確保対策奨学金（臨時養成枠） | H22～ | ・ 鳥取大学の臨時養成枠は恒久定員を含め14人。 ・ 臨時定員の推移 H22:8人、H23:10人、H24～:12人 |
| 岡山大学 | 1人 | | H22～ | |
| 合計 | 18人 | | | |

※鳥取県の地域枠は、上記以外に鳥取大学の恒久定員を活用した地域枠（5人）、全国の大学医学部に在学している県内出身者を対象とした一般貸付枠（5人）がある。

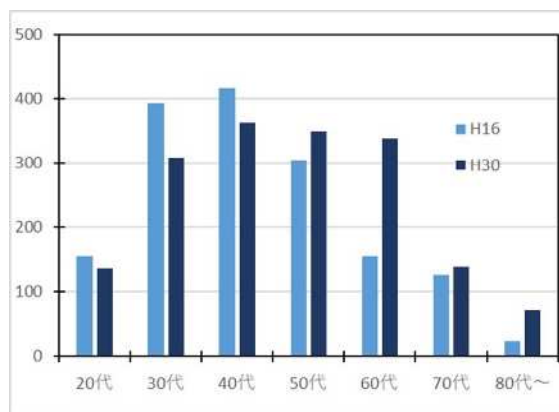
2 鳥取県内の医師数の状況

- 鳥取県内の医師数は実数（1,707人[H30]）そのものが少なく、医療の高度化、専門分化により多くの医師が必要となり、県内病院への「医師数に関する調査(病院)」によると、現員医師数は増加しているが、それ以上に不足数は増加しており、現場での医師不足感は極めて強くなっている。
- 県内医師の年代別推移では、60歳以上は増加傾向、30歳の働き盛りの医師が減少傾向にあり、県内の医療提供体制は、60歳以上の医師の貢献で維持されている状況であり、今後の県内の医療提供体制を維持するため、若手医師を増やしていくことが必要である。

【① 医師数の推移】



【②年代別医師数】



【③ 県内病院医師の不足数】

(単位: 人)

| 区分 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 病院医師数 | 1,116.3 | 1,137.3 | 1,134.4 | 1,142.8 | 1,137.4 |
| 不足数 | 220.7 | 226.9 | 228.7 | 242.1 | 235.6 |

(医師数に関する調査(病院) : 鳥取県地域医療支援センター調)

3 地域枠以外の鳥取県の医師確保の取組

- 県内での勤務に興味をもつ医師・医学生の発掘・勧誘
 - ・臨床研修医を確保するため、研修病院の情報等を県内外に発信
 - ・医療情報等を情報発信する「とっとりドクターNavi」への登録の働きかけ
 - ・地域医療体験研修(サマーセミナー、スプリングセミナー)の開催
 - ・鳥取県医療人材顧問による鳥取県の医療のPR及び医師の紹介
- 鳥取大学医学部に地域医療学講座を設置(寄附講座)
 - 地域医療に貢献する人材の育成、地域医療に関連する診療支援等を実施
- 鳥取県地域医療支援センターによる地域医療を担う医師のキャリア形成支援
- 医師確保奨学金貸与者が、特定診療科(産科、小児科、救急科、精神科)に勤務する場合の特例措置を設けている。
- 医療勤務環境改善支援センター(県医師会に委託)で医療機関等に勤務する職員の働き方改革等を支援